

## トドックステーション利用規約 ～ご利用前に必ずお読みください～

### (目的)

第1条 生活協同組合コープさっぽろ（以下、「当協」という。）が宅配センター及び店舗に設置するトドックステーション（以下、「当施設」という。）は、当施設利用者が子供を自由に遊ばせたり、暮らしに役立つイベント等への参加により豊かな生活を育むことができるような自由で気楽な空間を提供することを目的として管理・運営されていますが、当施設の利用に関する詳細はこの規約によるものとします。

### (利用規約の適用範囲及び同意)

第2条 利用規約は当施設利用者に適用され、利用申込みに当たっては利用規約への同意が前提となります。

### (利用申込)

第3条 当施設の利用を希望する利用者は、次の要領により利用申込みを行うものとします。

#### (1) 一般利用の方

当施設に設置の二次元バーコードを読み取り、必要事項に入力してください。

#### (2) イベント主催等で利用の方

イベントに関わる方全員がオンラインの主催者様向け事前説明会へ参加のうえ、当施設HPよりお申し込みください。

### (利用時間)

第4条 当施設の利用時間は、宅配センター設置トドックステーションは原則として平日の午前10時から午後6時（土曜日のみ閉館時間が15時です。詳しくは当協ホームページでご確認ください。）までです。

2 店舗トドックステーションの利用時間は原則として午前10時から午後6時までですが、年末年始など店舗の営業時間変更に伴い利用時間が変更となる場合があります。また、利用可能日は店舗営業日に限られます。

3 時間以内の利用を厳守してください。

### (利用料)

第5条 当施設の利用料は、原則として無料です。

2 物品を購入する場合は、宅配センタートドックステーションにあっては受付カウンターまたは当施設関係者、また、店舗トドックステーションにあってはサービスカウンターにて、お手続き、お支払いをお願いいたします。

(利用の拒絶及び解除)

第6条 当協は、次の場合には、当施設の利用申込みを拒絶し、又は当施設利用中の利用者に対して利用の解除及び当施設からの退去を求めるものとします。

- (1) 利用者が利用申込みの際して、故意に虚偽又は不実の記載をしたことが認められる場合
- (2) 利用者が法令又は公序良俗に反する行為をしたと認められる場合若しくはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 利用者が当施設の建物、設備、備品、物品等を故意に破損し、又は許可なく持ち出したか、若しくは持ち出そうとした場合
- (4) 利用者が営利活動（販売、募金、勧誘等）又は宗教活動、政治活動その他第1条の利用目的以外の活動を行った場合若しくはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 利用者が喧嘩、威嚇、大声、音、振動、臭気その他により周囲に迷惑を及ぼした場合又はそのおそれがあると認められる場合
- (6) 利用者が銃砲刀剣類（模造品を含む。）及び可燃性液体、ガス類、火薬類、毒物・農薬等の危険物並びに小動物（ペット等）を持ち込むことが認められる場合又はそのおそれがあると認められる場合
- (7) 利用者がインフルエンザその他の伝染病及び衛生上の問題があると認められる場合又はそのおそれがあると認められる場合
- (8) 利用者が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力であると認められる場合又はそのおそれがあると認められる場合
- (9) 利用者が利用に関連して著しく不当な要求及び負担を求めた場合又は当協からの警告に従わなかった場合
- (10) 利用者が未成年のみの場合
- (11) 利用者が施設を利用する権利を第三者に譲渡、転貸等したことが認められる場合
- (12) 当施設が災害又はそれに準ずるその他の事由により利用することができない場合若しくはできないおそれがあると認められる場合

2 前項の措置によって生じた利用者のいかなる損害に対しても当協は一切の責任を負いません。

(利用時の安全管理及び利用後の原状回復)

第7条 利用時の安全管理及び利用後の原状回復について次の点に留意してください。

- (1) 利用中に施設管理のため当協職員が入室する場合があります。
- (2) 利用中は、防火・防犯等の安全管理を徹底してください。
- (3) 当施設内は全面禁煙です。また、特定の行事を除き当施設内で飲酒できません。
- (4) 手荷物などの保管は行いません。
- (5) 利用に際して当施設内の机や椅子などを動かした場合は元の場所に戻してください。
- (6) 利用時に発生したごみ等はすべてお持ち帰りいただき利用前の状態に戻してください。

(損害賠償)

第8条 当協は、当施設の利用に関連して、当協の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は合理的な範囲内でかかる損害の賠償をするものとします。

2 利用者が故意又は過失により当施設の建物、設備、備品、物品等を破損・滅失させ、若しくは利用規約に違反することにより当協に損害を与えた場合は、かかる損害について利用者に賠償を請求するものとします。

(利用制限)

第9条 当施設の改修、行事開催等の必要がある場合は当施設の利用を制限し、既に受付けた利用申込みを取消することができるものとします。

(免責)

第10条 当協は、天災地変又はこれに準ずる災害若しくは当協の責に帰さない事由による利用者の負傷、疾病その他の事故及び損害等について一切の責任を負いません。

2 当施設駐車場及び施設内での車両事故並びに盗難・紛失事案等に関して当協は一切の責任を負いません。

(規約の変更)

第11条 利用規約は予告なく変更する場合があります。

(合意管轄裁判所)

第12条 当施設の利用に関して当協と利用者間に生じた紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規定は、2018年10月27日から施行されます。

附 則

この規定は2016年8月1日に改定されました

この規定は2017年9月22日に改定されました

この規定は2018年10月27日に改定されました

この規定は2019年10月4日に改定されました

この規定は2024年3月25日に改定されました